



報道発表資料の配付日時 1月28日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	死亡野鳥(ハヤブサ)における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認と、養鶏場への注意喚起の徹底について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1月18日に帯広市で回収された死亡野鳥(ハヤブサ1羽)について、1月22日に遺伝子検査の結果、鳥インフルエンザウイルス陽性であったことから、北海道大学で<u>確定検査</u>を実施していましたが、本日(28日)、<u>高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)</u>が検出された(陽性)のでお知らせします。</p> <p>○ 現時点で、道内の家きん飼養農場において、異常を認める報告はなく、また、当該野鳥の回収場所周辺地域で衰弱したり死亡している野鳥は発見されていません。</p> <p>〈今後の対応〉</p> <p>(1) 「北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を開催(書面開催)の上、構成員において情報を共有し、発生予防対策を徹底します。</p> <p>(2) 1月22日に指定された野鳥監視重点区域(回収地点の周辺10km圏内)における緊急調査(鳥類調査、死亡野鳥調査等)を実施するとともに、野鳥の監視を強化します。</p> <p>(3) 回収地点から半径3km圏内の家きん飼養農場(1戸)に対する立入検査を実施し、注意喚起及び健康観察の徹底を指導。</p> <p>(4) 全道の家きん飼養農場に対し、農場入口や鶏舎周囲の定期的な消毒を実施するとともに、異常が見られた場合の早期通報の徹底及び防鳥ネット等による野鳥の侵入防止対策の徹底について、令和3年1月28日付で文書を発出し引き続き指導。 (緊急消毒期間：令和2年12月15日～令和3年1月31日)</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 今回の事例は、道内の環境中に本病ウイルスが存在していることから、高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農家における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。</p> <p>○ 現地での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	環境省、十勝総合振興局	
担当(連絡先)	<p>・環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係(担当者：山中) TEL：011-231-4111(内線24-382)ダイヤルイン：011-204-5205</p> <p>・農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係(担当者：横田) TEL：011-231-4111(内線27-791)ダイヤルイン：011-204-5441</p>		

北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会 次第

令和3年1月28日

1 開 会

2 挨拶

3 内 容

(1) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

(2) 今後の対応について

(3) その他

4 閉 会

帯広市で回収された死亡野鳥(ハヤブサ1羽)における 高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

令和3年1月28日
環境生活部環境局自然環境課

1 概要

- 1月18日、帯広市内で回収した死亡野鳥(ハヤブサ)について、確定検査の結果、本日(1月28日)高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)を確認しました。
- 既に指定されている野鳥監視重点区域(回収地点の周辺10km圏内)において、3日間野鳥緊急調査を実施します。
- 回収場所周辺において、現在までのところ、野鳥の大量死等の異常は確認されていません。

2 経緯

- 18日 帯広市内で死亡野鳥(ハヤブサ)を回収。ハヤブサは希少種であることから、環境省上士幌自然保護官事務所で鳥インフルエンザの簡易検査を実施、陰性。
- 22日 国立環境研究所における鳥インフルエンザ遺伝子検査で陽性。環境省が野鳥監視重点区域(回収地点の周辺10km圏内)を指定。
- 28日 北海道大学における確定検査で陽性。

3 今後の対応

令和2年11月5日より国内の野鳥のサーベイランス(調査)が「対応レベル3」(最高レベル)とされていることから、各振興局で監視強化を継続。

- ① 鳥類生息状況等調査(北海道)
監視を強化(週1回以上を目処)、死亡野鳥等の検査(検査対象の拡大)
- ② 糞便調査(地方環境事務所主導)
道内4カ所で環境省が実施している糞便調査に協力

【道内】 R2シーズン 死亡野鳥等の高病原性鳥インフルエンザ検査状況

(令和2年10月1日から令和3年1月28日現在)

No.	回収日	振興局名	発見場所	鳥の種類	羽数	簡易検査	遺伝子検査	確定検査
★1 ※	10月24日	オホーツク	紋別市	野鳥糞便	1(個)	—	陽性	陽性
1	11月1日	オホーツク	紋別市	スズガモ	1	陰性	陰性	
2	11月4日	オホーツク	網走市	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
3	11月5日	胆振	苫小牧市	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
4	11月10日	オホーツク	湧別町	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
5	11月13日	オホーツク	紋別市	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
6	11月17日	後志	倶知安町	マガモ	1	陰性	陽性	陰性
7	11月18日	胆振	苫小牧市	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
8	11月25日	オホーツク	紋別市	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
9	11月27日	胆振	苫小牧市	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
10	12月7日	オホーツク	網走市	フクロウ	1	陰性	陰性	
11	12月7日	オホーツク	湧別町	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
12	12月8日	後志	古平町	マガモ	1	陰性	陽性	陰性
13	12月10日	十勝	鹿追町	コハクチョウ	1	陰性	陰性	
14	12月14日	根室	中標津町	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
15	12月17日	十勝	帯広市	ホオジロガモ	1	陰性	陰性	
16	12月21日	十勝	帯広市	マガモ	1	陰性	陰性	
17	1月4日	オホーツク	小清水町	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
18	1月11日	釧路	弟子屈町	オオハクチョウ	1	陰性	陰性	
19	1月14日	上川	旭川市	マガモ	1	陰性	検査中	
★2 ※	1月18日	十勝	帯広市	ハヤブサ	1	陰性	陽性	陽性

21件 20羽 ・ 糞便1個

※ 道内、陽性確定事例については他研究機関等実施分も掲載(陰性事例は北海道の実施分のみ記載)

★1 北海道大学の独自研究により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)を確認

★2 環境省所管種で、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)を確認

令和3年1月28日
農 政 部

帯広市の死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)が確認されたことに伴う対応

1 死亡野鳥の確認場所周辺への対応

「高病原性鳥インフルエンザ特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、十勝家畜保健衛生所による半径3kmの区域の家きん飼養農場(1戸)に対する立入検査を実施するとともに、注意喚起及び健康観察の徹底の指導。

2 全道の家きん飼養農場に対する発生予防の取組

(1) 家畜保健衛生所による道内全養鶏場に対する対応

- 今回のハヤブサの事例は、道内の環境中に本病ウイルスが存在していることを示していることから、野鳥における確認事例について迅速に情報提供するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ緊急警報」を発令し、家きん飼養農場への注意喚起を強化。
- これまでの疫学調査チームからの報告を受けた侵入防止対策のポイントについて、改めてリーフレット等により直接説明し、定期的な自己点検の実施について指導。
- 異常家きん発生時の早期通報の再徹底について指導。

(2) 関係団体等への情報提供・注意喚起

- 発生について迅速に情報提供するとともに、これまでの疫学調査チームからの報告を受けた侵入防止対策のポイントについて、改めてリーフレットを配布し、注意喚起を実施するとともに、関係者一体となった侵入防止対策の徹底について協力を依頼。

(3) 家畜伝染病予防法第30条に基づく緊急消毒の実施

- 道内における緊急措置として、現在実施している、本年1月31日までの家畜伝染病予防法に基づく緊急消毒について、養鶏場における農場入口及び各畜舎周囲での消石灰散布等による緊急消毒を再徹底を図り、家きん飼養農家による確実な消毒の実施と励行により、農場への本病の侵入防止を徹底。

各家畜保健衛生所長 様

農政部生産振興局畜産振興課
家 畜 衛 生 担 当 課 長

帯広市内の死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザが確認された事例に係る
飼養衛生管理基準の遵守の再徹底について

昨年11月5日に、国内では2シーズンぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が香川県で確認されて以降、これまでに16県で39事例の発生が確認されています。

また、令和3年1月21日には、千葉県で確認された国内37例目の発生農場と疫学的に関連があった家きんが赤平市の農場に導入されていたことから、同日付けで疑似患畜に決定するとともに、同日中に殺処分等の防疫措置を完了したところです。

このような中、本日、帯広市内で回収された死亡野鳥（ハヤブサ：1月18日回収）から本病ウイルスが確認され、道内の環境中に本病ウイルスが存在していることが確認されました。

つきましては、これまでも「家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の再徹底について」（令和3年1月21日付け畜産第2135号）等により、農場の設備等の再点検及び改善並びに衛生管理の徹底について注意喚起してきたところですが、本病の侵入リスクが極めて高い状況が継続していることを踏まえ、下記のとおり貴管内に所在する家きん飼養農場に対し、注意喚起及び飼養衛生管理の徹底等について指導をお願いします。

また、引き続き、関係者等と連携の上、本病の農場への侵入防止対策を徹底の上、万が一の際の防疫対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1 実施方法

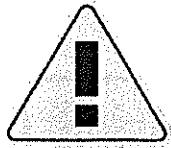
100羽以上の家きんを飼養する農場を対象に、別添リーフレットを活用した注意喚起を実施するとともに、令和3年1月29日（金）までに、電話連絡により注意喚起及び飼養衛生管理の徹底等の指導を行う。

2 指導内容

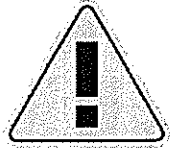
- (1) 農場の設備等を定期的に点検し、少なくとも1カ月に1回は自己点検リーフレットを用いた点検と改善を行うこと。
- (2) 継続的に消石灰の散布等による農場内の消毒を行うとともに、鶏舎専用の長靴の使用及び消毒の徹底を行うこと。
- (3) 日頃から飼養家きんの健康観察を徹底し、異常家きんの早期発見、早期通報を徹底すること。

（連絡先：主査（防疫）（内線 27-783）

高病原性鳥インフルエンザ



緊急警報発令



令和2年1月28日、帯広市内で回収した死亡したハヤブサから、高病原性鳥インフルエンザのウイルスが確認されました!!

本病ウイルスは、北方から飛来する渡り鳥によって国内に持ちこまれ、地域に生息するハヤブサ等の猛禽（もうきん）類は、本病に感染した鳥等を捕食すること等によって感染します。

今回のハヤブサの事例は、道内の環境中に本病ウイルスが存在していることを示しており、過去、本道の家きん飼養農場で本病が確認された際も、今回同様にハヤブサでの陽性が確認されています。

今シーズン、本病の農場への侵入リスクが極めて高い状況が継続しているため、改めて農場の設備などの点検の上、飼養衛生管理を徹底してください。

渡り鳥の飛来



ウイルスの持ち込み



- 農場の設備等の点検を継続的に実施！
- 野鳥やねずみ等の侵入防止対策を徹底！
- 農場内の消石灰散布による消毒を継続！
- 長靴の交換・消毒を徹底！
- 異常家きんの早期発見、早期通報の徹底！

北海道

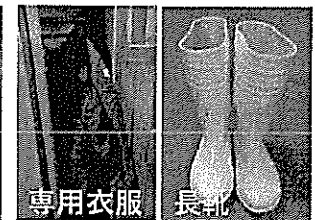
高病原性鳥インフルエンザ!が継続発生!! 毎月1回、自己点検を実施してください!!

本年は、関西以南で高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いでおり、今後も野鳥が国内へ飛来する季節が続くため、本病が発生するリスクが高い状況が来春まで継続します。本病を農場内に入れないために、以下の飼養衛生管理について、改めて、自ら点検し、不備があった場合は、直ちに改善してください。

自ら農場を再点検してチェックしてください

点検1 衛生管理区域に病原体を入れない!!

- ① 区域内に入出入りする際、手指消毒（手袋装着）している
- ② 区域内に入出入りする際、専用の衣服と長靴を使用している
- ③ 区域内に入出入りする車両の消毒を徹底している



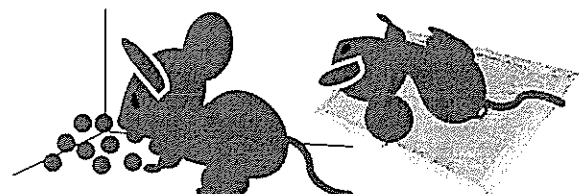
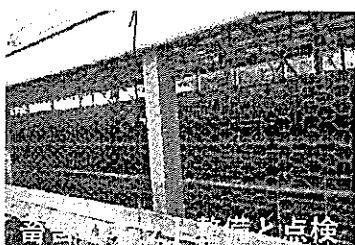
点検2 畜舎に病原体を入れない!!

- ④ 畜舎に入出入りする際、手指消毒（手袋装着）している
- ⑤ 畜舎に入出入りする際、専用長靴を使用している



点検3 野生動物の侵入防止を徹底する!!

- ⑥ 野生動物を施設に侵入させないためにネットを設置し、畜舎を点検の上、破損部位を修繕している
- ⑦ 畜舎に侵入したねずみを定期的に駆除している



殺鼠剤の散布や粘着シートによる駆除

高病原性鳥インフルエンザ警報発令中!! 農場の緊急消毒を実施してください!!

国内において、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しています。全道の家きん飼養者は農場へ本病の侵入させないため、直ちに緊急消毒を実施してください!!

緊急消毒

①

農場の出入口に消石灰を散布すること!!!

(人や車両の消毒を徹底)

緊急消毒

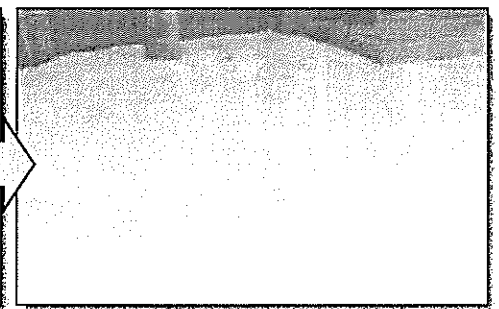
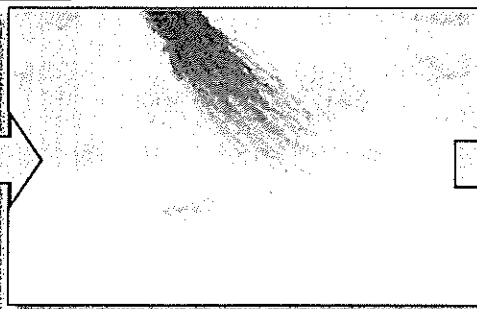
②

鶏舎周囲に消石灰を散布すること!!!

(長靴消毒、環境消毒、ねずみの侵入防止)

消石灰の散布方法

(※写真は全農のHPより)



① スコップ等で
粗めに散布

② 竹ぼうき等を使用
して、まんべん
なく広げる

③ 地面が見えなく
なるまでむらなく
散布

(※目安：1メートル四方の範囲に1キログラムを散布。)

注意事項

- 鶏舎周囲へ散布する場合は、鶏舎から1～2メートルの範囲に散布してください。
- 消石灰を散布した後は、定期的に点検し、風で飛んだ場合や、積雪があった場合は、繰り返し散布してください。